

行政評価調書

事務事業名	斎場管理運営事務	評価初年度	平成 25 年度
		担当部署名	生活環境部衛生管理課
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1・2 名称 墓地、埋葬等に関する法律 斎場条例及び施行規則
中項目	快適な生活環境の実現	2	
小項目	斎場の整備	7	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和52年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
③事業の概要	公衆衛生の向上及び市民の福祉増進を図るため、斎場を設置し以下のような業務を行っている。 火葬許可を受けた遺体の火葬業務 通夜式・告別式を行うための式場及び待合室の貸出し業務			
④事業の目的	【対象】誰を（何を）対象に			
	全市民（市外利用者も可）			
対象を表す数値	269,636人（平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口）+ α（本市以外の住民で利用を希望する者）			
	【理想像】どのような状態にしたいのか。			
	本格的な高齢化社会の到来に伴う火葬件数の増加など、多様化する利用者ニーズに対応した施設の管理運営が行われている状態。			
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）	成果指標 1			
指標	火葬件数	説明	年間火葬件数	
	成果指標 2			
指標	式場及び待合室使用件数	説明	年間式場及び待合室使用件数	
⑥手段	【手段】どのような手法により実施するのか。			
	御霊となられた遺体を火葬する。（日最大 11件） 通夜や葬儀の式場及び待合室を提供する。（通夜及び葬儀 日最大 9件） 年次的に施設や設備の改修を行う。			
⑦必要性	【必要性】どうして必要なのか。			
	市内では他に火葬場がなく、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要不可欠である。また、火葬場と併設した式場は、利用者の利便性から必要である。			
⑧有効性	【有効性】どうして有効なのか。			
	市民の火葬需要に適切に対応することで、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与する。火葬場に式場を併設するなど、市民の多様化するニーズに対応し、利用者の利便性向上を図っている。			
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業）	火葬業務については、市内では市斎場以外に業務を行う施設はない。葬送儀礼については、民間葬祭業者の式場施設がある。			
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察	民間のノウハウを活用し、市民の多様なニーズに応じた要員配置が可能になるものと考察されるが、一方で火葬業務は、遺族にとって最後のお別れの場であり、業務の性質上馴染まない面があるものと考察される。			

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 火葬件数			成果指標 2 式場及び待合室使用件数		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
21年度	2,250	2,372	105.42	4,150	4,160	100.24
22年度	2,250	2,559	113.73	4,150	4,552	109.69
23年度	2,350	2,690	114.47	4,200	4,458	106.14
24年度	2,350	2,549	108.47	4,200	4,202	100.05
25年度	2,500	2,656	106.24	4,250	4,208	99.01
26年度	2,500	2,652	106.08	4,250	4,136	97.32
27年度	2,500	2,721	108.84	4,250	4,000	94.12
28年度	2,710	2,752	101.55	4,330	3,777	87.23
29年度	2,800	2,684	95.86	4,000	3,594	89.85
30年度	2,800	2,761	98.61	4,000	3,587	89.68
31年度	2,900			3,860		
①目標値の根拠	火葬件数の実績から算出			式場等の使用件数の実績から算出		
②数値で表せない効果	市内で唯一の火葬業務を執行している。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（行政コスト内訳は別紙のとおり）

① 火葬に係る行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）（千円）		②事業費（千円）	③人件費（千円）			④単位当たりの行政コスト（①行政コスト／成果指標1実績）（円）	
	内訳（千円）			平均給与（千円）	人役（%）			
H 23	国県支出金		19,377	40,402			22,223	
決算	市債			行政	5,531	8,509		65
	その他	19,817		技労	33,773	7,505		450
	一般財源	39,962		嘱託	1,099	2,197		50
				臨時	0			
59,779								
H 24	国県支出金		21,483	40,310			24,242	
決算	市債			行政	5,439	8,368		65
	その他	19,226		技労	33,773	7,505		450
	一般財源	42,567		嘱託	1,099	2,197		50
				臨時	0			
61,793								
H 25	国県支出金		26,013	41,837			25,546	
決算	市債			行政	5,399	8,306		65
	その他	20,340		技労	35,334	7,852		450
	一般財源	47,510		嘱託	1,105	2,209		50
				臨時	0			
67,850								
H 26	国県支出金		28,905	42,345			26,866	
決算	市債			行政	5,399	8,306		65
	その他	36,361		技労	35,334	7,852		450
	一般財源	34,889		嘱託	1,141	2,282		50
				臨時	471	1,883		25
71,250								
H 27	国県支出金		28,546	43,205			26,369	
決算	市債			行政	5,606	8,625		65
	その他	19,786		技労	35,960	7,991		450
	一般財源	51,965		嘱託	1,157	2,314		50
				臨時	482	1,929		25
71,751								
H 28	国県支出金		26,679	42,698			25,210	
決算	市債			行政	5,614	8,637		65
	その他	20,310		技労	34,866	7,748		450
	一般財源	49,067		嘱託	1,737	2,316		75
				臨時	481	1,925		25
69,377								
H 29	国県支出金		29,784	43,496			27,302	
決算	市債			行政	5,294	8,145		65
	その他	19,254		技労	35,928	7,984		450
	一般財源	54,026		嘱託	1,779	2,372		75
				臨時	494	1,977		25
73,280								
H 30	国県支出金		22,961	44,542			24,449	
決算	市債			行政	5,353	8,236		65
	その他	19,623		技労	36,905	8,201		450
	一般財源	47,880		嘱託	1,785	2,380		75
				臨時	499	1,997		25
67,503								
H 31	国県支出金		30,891	45,281			25,210	
予算	市債			行政	5,391	8,294		65
	その他	28,147		技労	37,593	8,354		450
	一般財源	48,025		嘱託	1,790	2,387		75
				臨時	507	2,028		25
76,172								

⑤コスト削減の取組

照明器具の間引き点灯による節電

②式場における行政コストの推移

	①行政コスト(②+③) (千円)		②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2実績) (円)	
	内訳 (千円)			平均給与 (千円)	人役 (%)			
H 23	決算	国県支出金	29,065	17,437			10,431	
		市債		行政	11,487	8,509		135
		その他 42,570		技労	3,753	7,505		50
		一般財源 3,932		嘱託	2,197	2,197		100
	46,502			0				
H 24	決算	国県支出金	32,225	17,246			11,773	
		市債		行政	11,297	8,368		135
		その他 39,524		技労	3,753	7,505		50
		一般財源 9,947		嘱託	2,197	2,197		100
	49,471			0				
H 25	決算	国県支出金	35,477	17,348			12,553	
		市債		行政	11,213	8,306		135
		その他 38,370		技労	3,926	7,852		50
		一般財源 14,454		嘱託	2,209	2,209		100
	52,824			0				
H 26	決算	国県支出金	31,143	17,421			11,742	
		市債		行政	11,213	8,306		135
		その他 19,512		技労	3,926	7,852		50
		一般財源 29,052		嘱託	2,282	2,282		100
	48,564			0	1,883			
H 27	決算	国県支出金	30,224	18,919			12,286	
		市債		行政	11,644	8,625		135
		その他 33,207		技労	3,996	7,991		50
		一般財源 15,936		嘱託	2,314	2,314		100
	49,143			965	1,929	50		
H 28	決算	国県支出金	31,202	19,971			13,549	
		市債		行政	11,660	8,637		135
		その他 30,509		技労	3,874	7,748		50
		一般財源 20,664		嘱託	3,474	2,316		150
	51,173			963	1,925	50		
H 29	決算	国県支出金	29,990	19,534			13,780	
		市債		行政	10,996	8,145		135
		その他 28,928		技労	3,992	7,984		50
		一般財源 20,596		嘱託	3,558	2,372		150
	49,524			989	1,977	50		
H 30	決算	国県支出金	30,762	19,788			14,092	
		市債		行政	11,119	8,236		135
		その他 29,513		技労	4,101	8,201		50
		一般財源 21,037		嘱託	3,570	2,380		150
	50,550			999	1,997	50		
H 31	予算	国県支出金	31,384	19,968				
		市債		行政	11,197	8,294		135
		その他 28,362		技労	4,177	8,354		50
		一般財源 22,990		嘱託	3,581	2,387		150
	51,352			1,014	2,028	50		

⑤コスト削減の取組

照明器具の間引き点灯による節電

4 1年目評価

(1) 1次評価 (内部評価) ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

事務事業の評価	必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
			①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
	○		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	墓地、埋葬等に関する法律第4条第2項 火葬は、火葬場以外で行ってはならない	
	○		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている	
	○		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている	
			⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
	合計				評価結果	A
	3	点				
	有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄	
			①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標		
	○		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民福祉増進に寄与	
	○		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
	○		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市内・市外問わず申請がある	
	○		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標		
	合計				評価結果	A
	4	点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄		
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト			
○		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	業務に支障のない範囲での節電対策		
		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察			
○		④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	斎場は単独施設である		
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト			
合計				評価結果	B	
2	点					

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続 2 見直しの上で継続 ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） 3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 1 新しい斎場の整備に合わせて、指定管理者制度等の導入について検討する。 2 市民の要望に対しては、継続して応えていくことで、市民サービスの向上に努める。 〔備考〕 （これまでの主な取り組み） ・火葬業務については、冬季の繁忙時において、1日当たり最大受入れ件数を11件から12件に増やして柔軟な対応を実施。 ・各待合室に、和室用のイスを設置し、利用者（高齢者）の利便性を図る。 ・式場における生花等の数の制限について緩和を実施。（各式場3対から、第1式場18基、第2式場12基、第3式場10基に緩和） ・第3式場については、利用者の利便性に配慮し、和室から洋室へ改装を実施。（第1・第2式場は洋室）			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性	見直しの上で継続（手段を改善する）
評価する点、改善すべき点 <p>斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。</p> <p>斎場は、多くの市民が利用する施設であり、また、安定した運営が求められる点からも行政が担う役割は大きい。式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。そのため、一次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する。）」は妥当である。</p> <p>なお、施設の老朽化が進んでいるので、清掃等の施設管理を十分行うとともに、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮する必要がある。</p>	

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性	見直しの上で継続（手段を改善する）
<p>斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。</p> <p>行政評価委員会から「式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。」という意見が出されていること、また、他市においても、式場業務及び火葬業務に委託を導入している事例があることから、管理運営手法について検討を行う必要がある。</p> <p>そのため、市民サービスの維持・向上及び効果的な運営に向け、民間活力活用の検討を進めることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する。）」とする。</p> <p>また、施設管理に当たり、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮することとする。</p>	

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 （又は休止、廃止の方向性）	施設の管理運営について、本館の耐震化補強工事に合わせて、施設・設備の充実を図り、利用者のサービス向上に努める。 また、他市町村の状況調査を実施するなど、民間活力活用の検討を行う。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

施設管理に当たっては、今年度、本館耐震化補強工事に合わせてオムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備、本館1階の男女和式トイレの洋式化などの整備を行い施設の充実を図る。
また、管理運営手法については、他市の事例を含め調査検討中である。

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性	評価継続
○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)	
斎場の管理運営については、昨年度の評価を受け、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を改善目標に掲げているところである。 このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。 しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっていることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。	

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性	評価継続
○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)	
斎場の管理運営については、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を1年目改善目標としている。 このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。 しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっているため、検討が必要である。 このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。	

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)について、他市事例を参考に検討を行う。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)について、平成26年度に調査した他市事例を参考に導入業務、時期及び運営方法の比較検討を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性

評価継続

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

斎場の管理運営については、2年目評価を受け、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)の検討を改善目標として掲げているところである。

民間活力活用の対象範囲の検討については、他市事例の調査にとどまっている。

今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、管理運営手法について検討が必要であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性

評価継続

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

斎場の管理運営については、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)の検討を2年目改善目標としている。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、他市事例の調査にとどまっているため、今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、管理運営手法について検討を進めることとする。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標
(又は休止、廃止の方向性)

市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、斎場の管理運営について、他市事例結果を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)及び運営の手法について検討を行う。

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、平成28年7月から、市のホームページ上にインターネットを利用した24時間対応の斎場受付システムを導入することとした(年間1,544千円の運営経費の削減)。また、他市の事例調査の結果を参考とし、斎場の管理運営に係る民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)及び運営の手法について、新斎場の整備検討に向けた基本構想を策定する中で、あわせて検討を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性	評価継続
--------	------

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

斎場の管理運営については、昨年度の評価を受け、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲及び管理運営手法の検討を改善目標として掲げているところである。

民間活力活用の対象範囲の検討については、施行時特例市など他市事例の調査にとどまっている。

今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、管理運営手法について検討が必要であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性	評価継続
--------	------

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

斎場の管理運営については、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲及び管理運営手法の検討を4年目改善目標としている。

斎場受付システムの導入により、24時間受付が可能になるなど、市民サービスの向上及び業務の効率化を図ったところであるが、行政評価委員会からの意見にあるとおり、管理運営に係る民間活力活用の対象範囲の検討については、施行時特例市など他市事例の調査にとどまっている。

今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、平成29年度までに、管理運営手法について検討していく必要がある。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	他市の事例を精査の上、民間活力活用によって、利用者サービスの維持・向上の観点で期待できる効果や、対象とする業務の範囲、手法、経費削減の可能性について十分な検討を行い、本市の斎場にふさわしい民間活力活用のあり方について方向性を確立していく。
-----------------------	---

12 5年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

新斎場整備基本構想を策定する中で、将来の火葬需要の推計を行い、そのピーク時に対応するため本市全体で12基の火葬炉を整備する方針とした。新斎場の整備計画の具体化に伴い、現斎場についても将来の施設規模が今後定まってくる。そのため、平成29年度に行う新斎場整備基本計画の策定後、現斎場の民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)についても、具体的な金額ベースで費用対効果を検討する。

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性	評価継続
<p>○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)</p> <p>斎場の管理運営事務については、昨年度の評価を受け、他市事例を参考とした民間活力活用のあり方の検討を改善目標として掲げているところである。</p> <p>現在、新斎場整備計画の策定を進めているところであり、現斎場については、当該計画の策定後に民間活力活用の対象範囲の検討をすることとしている。</p> <p>このようなことから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。</p>	

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性	評価継続
<p>○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)</p> <p>斎場の管理運営事務については、他市事例を参考とした民間活力活用のあり方の検討を5年目評価における改善目標としている。</p> <p>現在、新斎場整備計画の策定を進めているところであり、現斎場については、当該計画の策定後に民間活力活用の対象範囲の検討をすることとしていることから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。</p>	

13 5年目改善目標(5年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	新斎場の整備により2施設体制になることを踏まえ、両施設の規模を精査していく中で、現斎場の民間活力活用の対象範囲を検討する。
-----------------------	---

14 6年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況
 新斎場整備事業では、2024(平成36)年度の新斎場の供用開始に向け、現在、民間活力導入可能性調査に取り組んでいる。本年度中には当該調査結果に基づき、新斎場運営に係る民間活力の対象範囲が具体化されることから、現斎場と新斎場との運営方式の違いも明確になる。それぞれの施設での運営手法の違いが、利用者の不便や混乱につながることはないよう、2施設体制時の利用者の利便性向上を見据え、両施設での運営方式の差異の縮小が図られるよう、現斎場の民間活力の対象範囲を検討する。

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性	評価継続
○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など) 斎場の管理運営事務については、昨年度の評価を受け、新斎場の整備により2施設体制になることを踏まえ、両施設の規模を精査していく中で、現斎場の民間活力活用の対象範囲を検討することを改善目標として掲げているところである。 現在、新斎場整備計画の策定を進めており、今年度中の策定を予定している。現斎場については、当該計画の策定後に民間活力活用の対象範囲の検討をすることとしている。 このようなことから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。	

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性	評価継続
○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など) 斎場の管理運営事務については、新斎場の整備により2施設体制になることを踏まえ、両施設の規模を精査していく中で、現斎場の民間活力活用の対象範囲を検討することを6年目評価における改善目標としている。 現在、新斎場整備計画の策定を進めており、今年度中の策定を予定している。現斎場については、当該計画の策定後に民間活力活用の対象範囲の検討をすることとしている。 このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。	

15 6年目改善目標(6年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	新斎場整備基本計画(平成30年度策定)において、新斎場の事業手法を「公設公営方式を基本とし、運営に当たっては、より効率的かつ効果的な手法を採用する」こととした。現斎場の民間活力活用の対象範囲についても、新斎場の運営に係る詳細の検討とあわせ、具体的な内容や導入スケジュールを検討する。
-----------------------	---

16 7年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

<p>○見直しの状況など事務事業の現況</p> <p>新斎場整備基本計画(平成30年度策定)の中で、新斎場の事業手法について、「現斎場と同様の従来方式(公設公営方式)を基本としますが、運営に当たっては、今後、より効率的かつ効果的な手法を採用すること」と整理した。</p> <p>また、他市等の斎場を調査したところ、火葬業務を委託している事例が比較的多いこともわかった。</p> <p>このようなことから、新斎場の運営については、新斎場整備基本計画に基づき、今後、他市等における状況などを踏まえ、効率的かつ効果的な手法の具体的な検討を行う。</p> <p>現斎場の民間活力活用については、新斎場の運営手法を踏まえ、今後、慎重に検討を行うものとする。</p>

(2) 2次評価(外部評価)

今後の方向性	
○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)	

(3) 3次評価(総合評価)

今後の方向性	
○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)	

17 7年目改善目標(7年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政コスト内訳(事業費)(火葬)

	金額(円)										増減理由
	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	元年度予算	増減(30-29年度)		
維持管理費	21,483,000	26,012,802	28,904,723	28,546,192	26,679,267	29,784,744	22,838,167	30,891,520	-6,946,577		
斎場清掃業務委託	882,000	878,472	861,840	867,888	889,056	889,056	898,128	994,000	9,072		
斎場樹木管理業務委託	158,760	158,760	163,296	163,296	202,608	202,608	202,608	204,540			
斎場火葬残灰処理業務委託	1	1	1	1	1	1	1	48,000			
斎場空調設備保守点検管理業務委託											
斎場火葬施設保守点検業務委託	129,150	129,150	132,840	132,840	132,840	216,000	216,000	273,000			
斎場池浄化設備保守点検業務委託	12,348	12,348	12,701	12,701	12,701	12,701	12,701	12,880			
斎場自家用電気工物保守点検業務委託	39,406	36,749	34,474	39,133	32,483	34,121	39,004	65,100	4,883		
斎場消防設備保守点検管理業務委託	17,640	17,640	12,096	11,794	11,794	16,632	15,120	16,800	-1,512	契約方法の見直し(委託一貫費制)のため	
斎場火葬場及び式場使用電話予約受付	798,601	811,650	834,840	825,840	206,640						
斎場自動トア保守点検業務委託											
斎場エレベータ保守点検業務委託											
斎場警備業務委託											
斎場樹木伐採業務委託	44,100		63,504				10,282		10,282		
建築基準法第12条点検業務委託				84,067				13,720			
市有施設定期点検(建築物・建築設備)業務委託											
本館空調GHP定期点検整備業務委託							118,541	125,580	118,541		
光熱費	1,440,590	1,526,703	1,695,208	1,480,779	1,250,173	1,294,070	1,369,393	1,540,000	75,323		
燃料費	13,700,882	16,877,997	15,568,660	12,482,445	11,370,317	13,222,693	14,935,248	16,814,700	1,712,555	燃料単価の変動のため	
消耗品費	516,765	889,770	738,922	716,327	952,099	981,758	926,168	749,100	-55,590	消耗品購入の必要性が生じたため	
修繕費	3,620,610	3,672,279	7,817,031	10,736,908	10,537,156	11,845,581	2,837,466	8,750,600	-9,004,115	04年に一度の火葬炉大規模修繕(23,004,000円)を対象外としたため	
賃借料		810,739	810,739	810,739	799,648	799,648	1,114,045	1,117,180	314,397		
その他	166,247	146,444	158,571	181,434	281,751	269,875	143,462	166,320	-126,113	斎場予約システムの契約方法の見直し(委託一貫費制)のため	
事業費											
その他											
合計	21,483,000	26,012,802	28,904,723	28,546,192	26,679,267	29,784,744	22,838,167	30,891,520	-6,946,577		
長寿命化計画策定業務委託											
斎場PAS交換及び高圧ケーブル交換工事			105,840								
斎場待合室扉入口改修工事			176,904								

行政コスト内訳(人役)(火葬)

	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		増減(30-29年度)		増減理由	
	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時	行政	臨時		
維持管理費	65	450	50	0	65	450	50	25	65	450	75	25	65	450	75	25	0	0	0	0
〇〇委託料																				
光熱費																				
燃料費																				
消耗品費																				
修繕費																				
借地料																				
負担金																				
その他																				
事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	65	450	50	0	65	450	50	25	65	450	75	25	65	450	75	25	0	0	0	0

他市等の斎場運営の状況（平成31年4月）

中核市

中核市58市の79施設について

指定管理者制度	27施設（34.2%）
PFIでSPCが運営	1施設（1.3%）
火葬業務を委託	33施設（41.8%）
受付業務を委託	5施設（6.3%）
直営	16施設（20.3%）

※火葬業務と受付業務をそれぞれ委託している施設が3施設あるため、内訳の合計は79施設（100%）
とならない。

施行時特例市

施行時特例市27市のうち、斎場を有する26市の36施設について

指定管理者制度	11施設（30.6%）
PFIでSPCが運営	1施設（2.8%）
火葬業務を委託	17施設（47.2%）
受付業務を委託	1施設（2.8%）
直営	7施設（19.4%）

※火葬業務と受付業務をそれぞれ委託している施設が1施設あるため、内訳の合計は36施設（100%）
とならない。

茨城県内の地方公共団体

斎場を有する17市町及び10一部事務組合の31施設について

指定管理者制度	11施設（30.6%）
PFIでSPCが運営	なし（0.0%）
火葬業務を委託	17施設（47.2%）
受付業務を委託	1施設（3.2%）
直営	3施設（9.7%）

※火葬業務と受付業務をそれぞれ委託している施設が1施設あるため、内訳の合計は31施設（100%）
とならない。

